

とくしま在宅育児応援クーポン 利用の手引き



【美馬市】

問い合わせ先 子どもすこやか課 市役所南館2階

☎52-5606

1 「とくしま在宅育児応援クーポン」とは

「家で赤ちゃんを2人っきりでいると、社会から切り離されてしまった気がして不安になる」

「家で子育てしていると、24時間体も気持ちも休まることがなく、正直、昼寝やリフレッシュがしたい。一時でも預かってもらったり、家事を助けてもらったり、おでかけしたりしたいが、身近に頼れる人がおらず、費用負担も大きい」

家で子育てしているお母さん（お父さん）から寄せられるこうした声に応えるために、美馬市では、在宅で育児をしている保護者を対象に、地域の様々な子育て支援サービスの利用料の支払に使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付しています。

【対象となる子育て支援サービス】

類型	子育て支援サービス	サービス提供者
保育・育児支援	一時預かり事業	美馬認定こども園 穴吹認定こども園 岩倉認定こども園 脇町保育所
	ファミリー・サポート・センター事業	美馬ファミリー・サポート・センター提供会員
保健	予防接種（任意接種に限る） 【インフルエンザ・おたふく】	医療機関
	フッ化物塗布 （保険診療により実施された場合を除く。 保険診療と同一日に実施はできません。）	歯科医療機関
	産後ケア事業	中山産婦人科・小児科 吉野川医療センター
その他	ファミリー・サポート・センター 親子イベント	美馬ファミリー・サポート・センター
	子育て支援センターみらい 親子イベント	美馬市子育て支援センター みらい
	美馬市地域交流センターミライズ 親子イベント	美馬市地域交流センター ミライズ
	美馬市地域交流センターミライズ 親子カルチャー講座	美馬市地域交流センター ミライズ
	あすたむらんど徳島（子ども科学館・ プラネタリウム・木のおもちゃ美術館）	あすたむらんど徳島
	とくしま動物園	とくしま動物園

2 対象となる子育て支援サービスの案内

(1) 一時預かり事業

家庭で保育している児童が、保護者の入院・傷病・就労形態や育児疲れなどの理由により保育が必要となる場合に、一時的に認定こども園で児童を保育します。

- 事業実施こども園
- ・美馬認定こども園 ☎63-3030
 - ・穴吹認定こども園 ☎53-1300
 - ・岩倉認定こども園 ☎53-5533
 - ・脇町保育所 ☎52-1492

- 利用料金
- | | | |
|-------|-------|--------|
| 1日あたり | 4時間未満 | 900円 |
| | 8時間未満 | 1,800円 |

- 利用方法等
- ・利用方法、実施時間等は各園により異なりますので、直接お電話でご相談ください。
 - ・定員を超過する場合は、利用できないことがあります。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方と育児の援助に協力できる方が会員登録し、相互援助活動を有料で行う制度です。

- 事業実施事務所
- ・美馬ファミリー・サポート・センター ☎53-1108
(美馬市地域交流センター「ミライズ」2階)

- 利用料金
- | | |
|-----|------|
| 1時間 | 700円 |
|-----|------|

- 利用方法等
- ・利用方法については、直接お電話でご相談ください。

(3) 予防接種、フッ化物塗布、産後ケア

- ・当日医療機関窓口で料金をお支払いください。
- ・市内、県内、県外医療機関の領収書もクーポンの対象となります。
※産後ケアについては、対象の医療機関のみ
- ・予防接種は任意接種に限ります。〔インフルエンザ・おたふく〕
※予防接種については個人差がありますので主治医とご相談ください。

(4) 親子イベント及び親子カルチャー講座

- 親子イベント
- ・美馬ファミリー・サポート・センター ☎53-1108
 - ・美馬市子育て支援センターみらい ☎53-1108
 - ・美馬市地域交流センターミライズ ☎53-1101

※親子イベントは1回の参加費が500円以上のもののみ対象です。

- 親子カルチャー講座
- ・美馬市地域交流センターミライズ ☎53-1101

対象の講座は、子どもすこやか課またはミライズに確認してください。

※領収書にお子さんの名前を記入してもらってください。

※払戻しの手続きは講座が全て終了してからになります。

**(5) あすたむらんど徳島（子ども科学館・プラネタリウム・木のおもちゃ美術館）
とくしま動物園**

対象のお子さんと同年の父母の入館・入園料が対象となります。
払い戻しの際には、チケットの半券をお持ちください。
※年間パスポート、駐車料金、遊園地の入園料等は対象外です。

3 「とくしま在宅育児応援クーポン」の申請方法

(1) 支給対象児童

美馬市内に居住する**0歳**から**2歳**までの子ども

【交付要件】

- ・児童のいる世帯の年収が約**640万円未満**
（市町村民税所得割合算額**16万9千円未満**の世帯）
- ・児童が保育施設等を**週4日以上利用していないこと**
（認可・認可外問わず保育施設に預けている場合は交付対象外）
- ・児童が保育の必要性の認定を受けていないこと

(2) 交付額

出生時、1歳、2歳の誕生日ごとに**15,000円**
（500円券×30枚）

(3) 有効期限

次の誕生日の前日まで

(4) 必要書類

- ① とくしま在宅育児応援クーポン交付申請書
- ② 認印
- ③ 保育所等を利用中でない旨の誓約書
- ④ 課税証明書（※）

※クーポンの対象となる児童の出生または誕生日の属する年の
1月1日の時点で保護者が美馬市の住民でない場合のみ必要

(5) 受付窓口

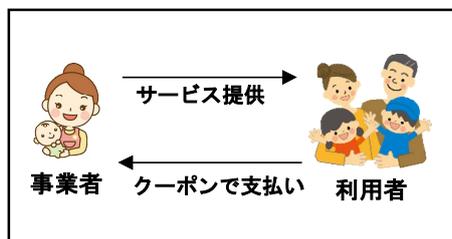
美馬市子どもすこやか課 市役所南館2階
電話：52-5606
受付時間 月曜日～金曜日
8：30～17：15

(6) 交付方法

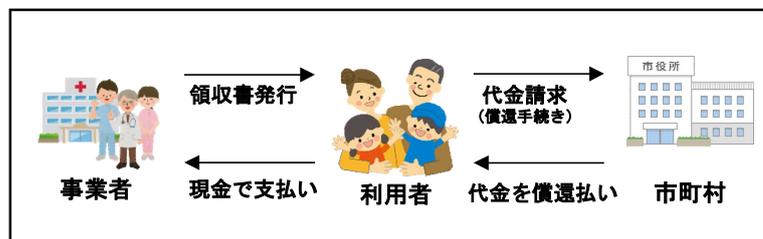
審査の後、簡易書留で送付します。

4 「とくしま在宅育児応援クーポン」の仕組み

現物（クーポン）払いの場合



償還払いの場合（医療機関など）



■クーポンは、市町村に登録したサービス提供事業者に対して使用できます。サービスによっては予約等が必要ですので、事前に事業者にお問い合わせください。

■美馬市においては、代金を現金で支払っていただき、後日償還手続きが必要です。
詳しくは本手引きの「償還払い」の項目をご覧ください。

■クーポンは冊子のまま利用してください。切り離し無効です。

■クーポンではつり銭は出ませんので、差額は現金でお支払いください。

■クーポンは現金との引換、貸与、交換、売買はできません。
不正行為を行った場合、法律で罰せられる場合があります。

■交付対象のお子さん及び保護者（父母又は養父母）のみ使用できます。
兄弟や付き添いの祖父母などの料金には使えませんのでご注意ください。



☆美馬市外に引っ越した時は？☆

美馬市外への引っ越し後は、有効期間内でもクーポンは利用できません。
ただし、引っ越し先の市町村で「とくしま在宅育児応援クーポン事業」を実施している場合は、残券を新しいクーポンに交換できます。
詳しくは引っ越し先の市町村の窓口にお問い合わせください。

5 「とくしま在宅育児応援クーポン」の利用の流れ

(1) 現物（クーポン）払いの場合

現在、美馬市においては現物払いを行っていません。

(2) 償還払いの場合

Step1 サービスの提供を受ける

対象サービスを受けた場合は、いったん料金を現金でお支払いください。

【レシート等（領収書など）例】

<h1>領 収 証</h1>		③ 利用年月 令和●●年●●月●●日
① 支払者氏名（親） 徳島 太郎 様 （徳島 次郎 様）	② 対象児童氏名	⑥ 金額（額面 500 円以上であることが必要）
		¥ ●●●, ●●●●
⑤ サービスの内容 但 ●●博物館入館料 として 上記正に領収いたしました。		
●●博物館 館長 ●●●●		
④ サービスを提供した事業者名		領収印

※額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

※ ※ 医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合 ※ ※

医療機関における**任意予防接種**と**フッ化物塗布**については、
受付で申し出る必要はありません。

また、①支払者氏名（親）以外の必要事項が記載されていれば、
受付で交付される**通常の領収書**で償還払いを受けられます。

（※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談していただき、
リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。）



Step2 市役所での手続き

市役所でお渡しする「とくしま在宅育児応援クーポン請求書」に必要事項を記入し、
料金の償還払い請求を行います。

市役所で申請する際には、以下の書類等をご持参ください。

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・認印
- ・通帳またはキャッシュカード
- ・母子手帳



Step3 サービス利用料金の償還

請求書の内容を確認し、代金相当額を償還払いします。

手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

償還払い請求は、利用日から6か月以内に手続きをしてください。

6 こんなときは？（とくしま在宅育児応援クーポンQ & A）

Q ミルクやおむつの購入に使えますか？

A. 物品購入には使えません。

Q クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？

A. クーポンの額面未満の端数のお支払には利用できません。
端数は現金でお支払ください。

Q 家族の誰でもが使えますか？

A. クーポンの表紙に名前を記載されているお子さんとその父母（または養父母）のみが利用できます。

Q 一時的に子どもを祖父母に預かってもらっていますが、祖父母宅の家事援助をクーポンで利用できますか？

A. クーポンの利用対象は父母（または養父母）のみですので、
父母（または養父母）の家庭以外の家事援助には利用できません。

Q 上の子の用事で、下の子を預けます。下の子のクーポンは残り少ないので、上の子のクーポンを使ってもいいですか？

A. クーポンは、表紙に記名されているお子様のみ利用できます。
兄弟姉妹のクーポンは利用できません。

Q 市外・県外の病院で予防接種を受けたのですが、クーポンは使えますか？

A. 市外・県外の医療機関におけるサービスも、償還払いの対象になります。

